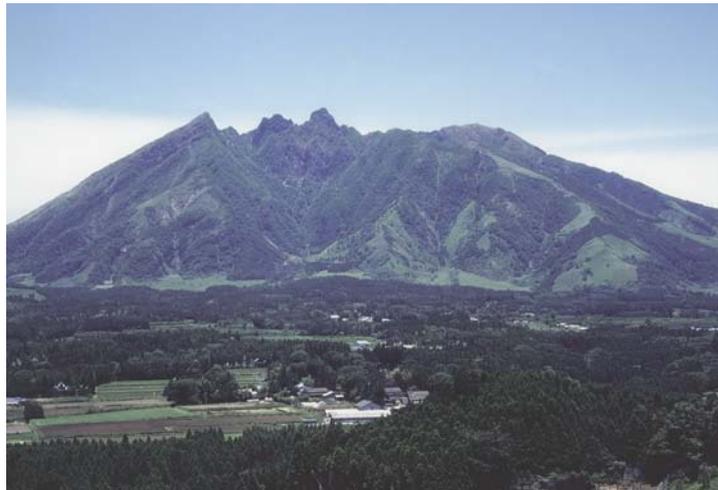


平成 20 年 第 2 回

# 高森町議会 6 月定例会会議録

平成 20 年 6 月 10 日 開会

平成 20 年 6 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 1 0 日 (火)

(第 1 日)

## 平成20年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成20年6月10日  
午前10時13分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

8番 相馬 俊行君

10番 後藤 英範君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（8日間）

自 平成20年6月10日

至 平成20年6月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月10日（火）	本会議	提案・説明・質疑・付託
6月11日（水）	休 会	各委員会
6月12日（木）	〃	各委員会
6月13日（金）	〃	各委員会
6月14日（土）	〃	
6月15日（日）	〃	
6月16日（月）	本会議	一般質問
6月17日（火）	〃	討論・採決

日程第 3 決議第 1号 高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議について

日程第 4 決議第 2号 高森町議会議員立山広滋君に対する辞職勧告決議について

日程第 5 決議第 3号 高森町議会の信頼回復に関する決議について

- 日程第 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 同意第 2 号 高森町固定資産評価員の選任について
- 日程第 10 議案第 30 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 11 議案第 31 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 12 議案第 32 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 13 議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 14 議案第 34 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 15 議案第 35 号 高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定について
- 日程第 16 議案第 36 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 37 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 38 号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 39 号 高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止について
- 日程第 20 議案第 40 号 平成 20 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 41 号 平成 20 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 22 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- |      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 1 番  | 立山広滋君 | 2 番 | 森田勝君  |
| 3 番  | 田上更生君 | 4 番 | 甲斐直三君 |
| 5 番  | 甲斐廣國君 | 6 番 | 後藤和昭君 |
| 8 番  | 相馬俊行君 | 9 番 | 三森義高君 |
| 10 番 | 後藤英範君 |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

7 番 甲 斐 正 一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長	藤 本 正 一 君	教 育 長	渡 邊 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	住 民 福 祉 課 長	佐 伯 秀 和 君
税 務 課 長	岩 下 昭 久 君	産 業 観 光 課 長	後 藤 正 三 君
建 設 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君	会 計 課 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	色 見 隆 夫 君	総務課長補佐	村 上 源 喜 君
住民福祉課長補佐	長 尾 和 博 君	税務課長補佐	後 藤 秀 希 君
産業観光課長補佐	甲 斐 敏 文 君	建設課長補佐	後 藤 和 幸 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古 澤 建 生 君	議会事務局係長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時13分

-----○-----

○議長（三森義高君） 会議に先立ちまして、まずお詫びを申し上げます。今回、議長選任に伴います現職議員が逮捕・起訴されるという誠に遺憾な事件が発生いたしました。このことは、町民の皆様には強い衝撃を与えるとともに、議会に対する信頼を著しく失墜させたものであり、町民の皆様をはじめ関係機関に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。議회를代表いたしまして、ここに深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後の議会運営につきましては、議員としてさらなる自覚を持ち、一致団結して議長選任を含め議会のあり方を総点検するとともに、その責務を果たす所存でございます。町民の皆様のご支援とご協力・ご理解を重ねてお願い申し上げます。

ここで、5月26日付けで職員の人事異動発令が行われ、税務課長に岩下昭久君が就任されました。ご挨拶をお願いいたします。

○税務課長（岩下昭久君） おはようございます。先の5月26日の異動によりまして税務課長を命ぜられました岩下昭久です。税務課は町民の方々の大切な税金取り扱いますし、町の大切な財源だと思っております。このようなことから、町民の方々にもわかりやすく優しい、そしていつでも相談ができますような課づくりに邁進したいと考えております。議員さん方にもご理解のうえ、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） お待たせをいたしました。町長のご挨拶をお願いいたします。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。本日ここに平成20年第2回高森町議会定例会を開くことにあたりまして、一言だけご挨拶を申し上げます。

私どもの町の基幹産業でございます農業等の稲作と田植え等もほぼ終わりました、今、高冷地野菜、また原野におきましては放牧等もされておるところでございます。本当に1年間を通じて過ごしやすい時期になったと、そのように感じているところでもございます。またその中で、議員の皆様におかれましては、公私ともに本当に多忙なところ、このように皆さん、全員じゃございませんが、9名の方がご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、九州南部の方も既に梅雨に入りまして、先に行われました熊本県防災会議の気象情報等を見ますと、例年と同じということで、熊本県地方も6月の5日ごろから梅雨に入りまして、梅雨明けは7月18日ごろと想定をされております。

梅雨とは違いますけれども、昨年の8月2日前夜につきまして、野尻地区を襲いました集中豪雨では、家屋の半壊、床下浸水、また道路の決壊など、多大なる被害を被りました。災害は忘れたころにやってくるということでございます。私どもも山東部といたしますが、大変広い地域を持っておりますので、十分気をつけながら、また目配りをしながら、また高齢者の多いところにはいろんな消防団、地区の方々、そして駐在員の方々等にもお願いをし、危機管理の対策に十分進めてまいらにゃいかんと、そのように思っているところでございます。

また、昨年の6月1日に職員の人事異動を実施して以来、早1年が経ちました。その間、議員の皆様方にはこの人事異動に係ります職員の不服申立につきまして、ご心配、ご苦勞をおかけいたしました。残念なことでございますが、未だ解決に至っておりません。特に本年3月の定例議会で議会からの和解の斡旋案をしたいというご決定をいただきましたが、合意が得られなかったということでございます。遺憾なことでございますが、このままですと県人事委員会の採決を待つこととなると思えます。また、今定例議会におきましては、承認1件、同意1件、議案12件、その他の案件2件を合わせますと16件のご審議をお願い申し上げるわけでございますが、給与条例の一部改正の提案につきましては、審査ミスによります修正案件を提案いたしておりますので、私の方からは総務課長に厳重に注意をいたしたところでございます。議員の皆様にはここからお詫びを申し上げ、今後同様な事案が起こらないように十分注意し、また指示をしていくつもりでおりますので、ご理解をいただきますようによろしくをお願い申し上げます。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが本会議の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

-----○-----

○議長（三森義高君） ただいまから、平成20年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

なお、7番、甲斐正一君からは会議規則第2条の規定により欠席届け出があっておりますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 相馬俊行君、10番 後藤英範君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成20年第2回高森町議会定例会の会期については、本日6月10日から6月17日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月17日までの8日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 決議第1号 高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議について

○議長（三森義高君） 日程第3、決議第1号、高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。本案について、趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議。高森町議会議員甲斐正一君は、贈賄罪の容疑で、平成20年4月29日に逮捕され、5月20日に起訴された。現職の議員が逮捕されたというニュースは、町民に強い衝撃を与えたばかりでなく、高森町議会に対する町民の信頼を著しく失態させたのは、極めて遺憾である。今般の容疑は、議長選に関する事件であるが、町議会議員たるものは、絶えず町民の福祉の向上を目標に行動しなければならない。また、政治家としては社会的、道義的責任について厳しく自らを律せねばならない。高森町議会議員、甲斐正

一君は、この事件の社会的責任を深く認識し、この際、速やかに議員を辞職されるよう勧告する。

以上のとおり、報告をいたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、決議第1号について採決いたします。本案については、起立採決によって行います。決議第1号について、原案のとおり決議することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三森義高君） 起立多数です。したがって、決議第1号、高森町議会議員甲斐正一君に対する辞職勧告決議について、原案のとおり決議することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 決議第2号 高森町議会議員立山広滋君に対する辞職勧告決議について

○議長（三森義高君） 日程第4、決議第2号、高森町議会議員立山広滋君に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

1番、立山広滋君については、本人に関する議案でありますので、除斥となります。退場をお願いします。

（立山広滋君 退場）

○議長（三森義高君） 本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

高森町議会議員立山広滋君に対する辞職勧告決議。現職の議員が逮捕されたというニュースは、町民に強い衝撃を与えたが、高森町議会議員立山広滋君は、このことに関連し、平成19年5月の議長選任に伴い、贈賄の申し込みを受け、一旦受領、数日後返還した。このことは、一連の事件として現職の議員が逮捕されたことと同様、高森町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたものであり、極めて遺

憾である。町議会議員たるものは、絶えず町民の福祉の向上を目標に行動しなければならない。また、政治家として社会的、道義的責任について、厳しく自らを律しなければならない。高森町議会議員、立山広滋君は、この事件の社会的責任を深く認識し、この際、速やかに議員を辞職されるよう勧告する。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、決議第2号について採決いたします。本案については、起立採決によって行います。決議第2号について、原案のとおり決議することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三森義高君） 起立多数です。したがって、決議第2号、高森町議会議員立山広滋君に対する辞職勧告決議については、原案のとおり決議することに決定しました。

これより、1番 立山広滋君の入場を認めます。

（立山広滋君 入場）

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君に申し伝えます。決議第2号、高森町議会議員立山広滋君に対する辞職勧告決議については、原案のとおり決定しましたので、その旨申し伝えます。

-----○-----

#### 日程第5 決議第3号 高森町議会の信頼回復に関する決議について

○議長（三森義高君） 日程第5、決議第3号 高森町議会の信頼回復に関する決議についてを議題といたします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、6番、後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） おはようございます。6番、後藤和昭です。

高森町議会の信頼回復に関する決議について、説明を申し上げます。

町議会議員は、町民に選ばれ、その代表者として高森町の重要政策の最終決定と行財政運営の監視の重責を果たすべき立場にあります。したがって、議員の言動

は、本会議、委員会、全員協議会、その他の会議はもちろん、日常生活においても常に町民の関心と注視の中にあり、常識そのものでなければなりません。しかるに、今般発生した現職議員の不祥事というニュースは、高森町民に大きな衝撃を与えたばかりでなく、高森町議会の信頼を大きく失墜させたことは誠に遺憾であります。今回の事件は、平成19年5月の議長選任に関連したことでありますが、このことは議会議員全体の問題でもあり、また議会としての責務を深く受け止める必要があります。この事件を機に町民の信頼回復を図るため、町議会議員としての自覚に徹するとともに、襟を正して、さらに研鑽、努力し、町民の福祉向上と町勢の発展に邁進することをお誓い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、決議第3号について採決いたします。本案については、起立採決によって行います。決議第3号について、原案のとおり決議することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三森義高君） 起立多数です。したがって、決議第3号、高森町議会の信頼回復に関する決議については、原案のとおり決議することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第6、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長、岩下昭久君。

○税務課長（岩下昭久君） 承認を求めます。専決第5号で専決処分をいたしました高森町税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が4月30日公布施行されたことにより、町税条例も同日改正をする必要があったためです。

改正の大きなものとして、1、寄附金税制の拡充、2、金融証券税制の見直し、

3、公的年金からの特別徴収制度の導入の3点が上げられますが、その他の改正事項も含め、概要について説明申し上げます。

3ページをお開き下さい。改め文、3ページ中段から第34条の7で新たに寄附金税額控除について規定しております。地方公共団体・共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金の5,000円を超える部分について、課税所得金額に応じて一定割合で税額控除が適用されます。この改正規定は、平成20年1月1日以後に支出される寄附金について適用されることとされており、平成21年度以降の年度分の個人の住民税について税額控除が行われます。地方公共団体に対する寄附金が、いわゆるふるさと納税にあたるものです。

5ページをお開き下さい。5ページ末尾の第47条に2から47条の6にかけて、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収制度について新たに規定しております。公的年金等を受給されている65歳以上の方が対象になり、制度の施行は平成21年度からとし、特別徴収については、同年10月に支給される年金から実施されます。

11ページをお開き下さい。11ページの附則第8条では、免税対象飼育牛の売却に係る事業所得について、個人住民税所得割を免除する特例措置が平成24年度まで延長されております。附則第10条の2に、固定資産税の減額の規定の適用の対象として、既存住宅の省エネ改修が追加されております。

12ページをお開き下さい。12ページ中段の附則第16条の3で、上場株式等に係る100万円以下の配当所得に係る町民税の平成22年度までの課税の特例を定めております。500万円以下の譲渡益に係る同様の特例は、附則第19条に定めております。

続いて、18ページからの附則では、施行期日及び各税に関する経過措置を規定しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号について採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の松岡典子氏は、2期6年にわたりまして人権行政全般においてご尽力、ご協力をいただきましたが、その任期が平成20年9月30日をもって満了するために、その後任委員として高森町大字高森1578番地の9、藤岡ミキ氏を推薦するものでございます。同氏は、人権、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。慎重にご審議のうえ、速やかにご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号について採決します。お諮りします。本案については原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三森義高君） 日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案の説明を申し上げます。

本件につきましては、前件と同じく、現職の人権擁護委員であります本多善忠氏は、2期6年にわたり人権行政全般においてご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成20年9月30日をもって満了するために、その後任委員として高森町大字草部1054番地、佐藤徹氏を推薦するものでございます。同氏は、人権、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、慎重に審議いただきまして、速やかにご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号について採決します。お諮りします。本案については原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第9 同意第2号 高森町固定資産評価員の選任について**

○議長（三森義高君） 日程第9、同意第2号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第2号、高森町固定資産評価員の選任について、提案説明を申し上げます。

このことにつきましては、諸般の事情によりまして、税務課長は総務課長に兼務をさせておりましたが、5月26日に職員の人事異動を行い、税務課長に前商工観光係長でありました岩下昭久氏を発令をしたところでございます。このことによりまして、地方税法第404条第2項の規定により、同氏を高森町固定資産評価員として選任いたしたく、同意を求めるところでございます。どうか慎重審議を賜りまして、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号について採決します。お諮りします。本案については原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価員の選任については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第10 議案第30号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について**

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第30号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。議案第30号、熊本県市町村総合事

務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

このことにつきましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります富合町が平成20年10月6日から熊本市に編入することとなっております。そのため、同組合から脱退をするということでございます。このことによりまして、同組合規約の一部変更いたすもので、規約別表第1及び別表第2から富合町を削るものでございます。県下同文議決案件であることを申し添えまして、速やかにご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第11 議案第31号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について**

○議長（三森義高君） 日程第11、議案第31号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。議案第31号で提案いたしました熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、後期高齢者医療を運営するため、熊本県下48全市町村が広域連合を組織

し、運営をいたしておりますが、本年10月6日に富合町が熊本市と合併し広域連合を同日に脱退しますことから、規約を改正するものでございます。これは、県下全市町村の同文議決となっておりますことを申し添え、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第32号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第13 議案第33号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第14 議案第34号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 日程第12、議案第32号、辺地に係る公共的施設の整備計画について、日程第13、議案第33号、辺地に係る公共的施設の整備計画について、日程第14、議案第34号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第32号から議案第34号でご提案を申し上げました辺地に係る公共的施設の整備計画について、提案説明をいたします。

まず、議案第32号の芹口辺地整備計画は、町道社倉水迫線を平成23年度まで、また町道馬場芹口線を平成21年度まで、事業期間の延長と事業費の見直しを行う整備計画であります。

次に、議案第33号の菅山辺地整備計画も、町道取首水湛線の事業期間の延長と

事業費の見直しを行います。

また、議案第34号の尾下辺地整備計画についても、事業期間を平成22年度まで延期することとする整備計画であります。

これらの整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律に基づきまして、議会にご提案申し上げるところであります。この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能になりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりましても有利なものがございます。

以上、ご説明いたしました。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

括弧がしてございまして、括弧は変更前の数字というようなことですが、これはいつごろの大体数字ですか。現在との開きが相当あるように見受けませんが。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） これにつきましては、17年度からの計画でございまして、それを23年度までに延長をするということでございますので、事業費が変わっていることから金額の変更が出ております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 開き、金額の開きがあるでしょうが。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 金額につきましては、事業課の方で積算をされております。私どもの方は、その財源の措置をするということでございますので、事業課の方に金額の開きについてはご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） ご説明申し上げます。

今、馬場芹口線については、事業年度についてはですね、1年延長しまして、事

業費の内訳につきましては、増額分が28万3,000円となっております。社倉水迫線についてはですね、年度が3年間延びまして、増額は817万5,000円となっております。その主な理由としましてはですね、馬場芹口線については設計の少々の変更に伴う増で、社倉水迫線におきましては、現地在農業用水の土地改良の水路が出たため、その817万5,000円程度増額となっております。また、社倉水迫線につきましてはですね、当初計画した時点で延長が200メートル程度で計画がなされておりましたが、その後、地元説明会等でですね、危機管理道路とか、そういう安全面を見て、既設道路のですね、拡幅をしてほしいということで、延長が195メートル伸びまして、トータルの総延長が395メートルになりましたので、その分の事業費の2,838万円が増額になり、総事業費が倍近くになっております。また、南片山線につきましては、利用年度が1年伸びたということです。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） これ恐らく、総合整備計画だから、総務委員会に付託と思いますが、建設関係はですね、建設委員会の方で十分審議をされると思います。総務委員長さんの方にもですね、内容については詳細によりしくお願いいたしておきます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、議案第33号及び議案第34号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。議場の時計が今11時でございますので、11時10分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第35号 高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第35号、高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） こんにちは。議案第35号、高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回策定いたします高森町水道ビジョンは、国が策定した水道ビジョンに基づき、長期的に安全で安定した水の供給に努め、健全な事業経営の確率を図るため、水道事業計画を策定することを目的としたもので、高森町水道事業の中期的な基本計画を策定するために、10年後の平成30年度を目標年度として計画を策定していただくための策定審議会の設置条例を提案するものであります。

以上、提案説明をいたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

私からちょっと質問させていただきます。水道ビジョン計画ということでございまして、現在、高森町内においては、湧水トンネルからの湧水においてこう全部賄われておるんじゃないかと思っておりますけど、町としまして今後どのようなその水道計画を、ここにビジョン計画の審議員というのがありますけど、町としてはどのような考えを持っておられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 今、ご質問のような事案は今後検討していただきますけど、今、町の水道係としてはですね、まずトンネルの湧水の水をですね、必要最大限に利用して節水に努めてですね、今後現在ある水源をいかに利用していくかというところで進めていかなければいけないと感じております。

以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） これは私もこう常日ごろ湧水トンネル近辺を毎日のように通っておりますけど、現在中国のですね、四川省で大地震がっております。もしもああいう大地震が来て、水が途絶えたと、そういう状況になった場合ですね、恐らく、これは何の状況に対しても大変な事態になるんじゃないかと思っておりますけど、そういうことをですね、踏まえたような形の中で、今後このようなビジョン、協議会をしてもらいたいんじゃないかと思っております。しかし、現在としましてですね、今、建設課長が答えられましたように、この委員さんの中からそういう協議会をしていきたいという話でございます。私もですね、今現在、こう本当に考えますならば、町内にですね、大きなボーリングの1つでもですね、掘ってそういうような対応をするような形も今後取られたらどうだろうか、私も常々思っております。特にこう本当に水道がですね、町民の皆さんのための本当にこう水道でございますので、そういう方面について町としてはどういう考えを持っておられるのか、お願いします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 災害にも強いですね、水道施設づくりということで、今、議員さんが申されましたように、湧水地の自然災害でですね、枯渇する可能性もありますので、ボーリングの方面でもですね、このビジョンの中に入っておりますので、災害に強い水道づくりということでですね、そういう多方面からですね、委員さんに検討いただきまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） よろしいですか。

○2番（森田 勝君） はい。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） これ、高森町の水道ビジョン策定審議会の設置条例というようなことですが、これは全町の立場でのビジョンでございますか。建設経済委員会もどうせ付託されますが、その中でも審議していかなければならないが、ご存じのとおり、何回か一般質問の中でも色見地区の水の問題とかいろいろございましたが、要するにこれが限られた地域だとしたら、なかなか難しゅうございますので、全地域においてのビジョンというようなことであればですね、これは結構なことだなというふうに感じておりますが、いかがですか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 高森町ですね、全町の飲料水供給施設から簡易水道までですね、含めて検討をしていただくように考えております。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

このことについてはですね、新しい委員さんでしっかりビジョンを策定されるだろうというふうに思っておりますけれども、できるだけやっぱり広範囲で、山東部にも委員さんをおいていただいでですね。

それともう1つ、さっき話があったように、いつも高森のこの町内、もう人間が1人でも住んでいる限り、永久に電気を使って揚げて、この水を家庭まで届けるといようなシステムになっておりますけれども、やっぱりですね、この際、しっかりした委員さん、学識経験者も入れて、他に方法はないか。その水源ですね、水源の確保、こういうものもやっぱり総合的に検討していただいで、やっぱり2,000何百万ですかね、年間、この電気料がかかりよるし、非常にこれは全く永久的ですので、そこら辺の解消ができませんか。そこ辺まで含めたですね、検討委員会を設けてほしいなというふうに思っております。それで、山東部あたりは特に、また話は変わりますけれども、もう高齢化して町に頼らにゃ行えんというような部落が多数あります。このことに対してもですね、やっぱり戸数が少ないということじゃなくして、温かい配慮はできるような策定をよろしくひとつお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（三森義高君） 答弁ようございますか。

○5番（甲斐廣國君） はい。

○議長（三森義高君） はい。

他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 16 議案第 36 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第 16、議案第 36 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第 36 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案を申し上げます給与条例の一部改正につきましては、大変申し訳なく思っているところでございますが、平成 18 年 3 月に開催されました定例議会に提案をいたし、給与条例の改正におきまして人事院勧告によります大幅な給与構造の改革が行われたところでございますが、その中で職務の級の切り替え及び号級の切り替えの一部におきまして、職員の旧職制は 8 級制であるところを私の審査決済ミスによりまして 7 級制で改正を行ってしまいました。また 19 年 6 月 1 日付けで実施しました保育園保育士の人事異動におきまして、2 園に各 2 名の主任保育士を配置したわけでございますが、そのうちの 1 名を園の現場責任者ということで、身分は主任保育士ということございましたが、園長代理で発令をいたしました。このことにつきましては、不服申立の中でも指摘がなされております。職務分類にないことから、改正をお願いするものでございます。

議員の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、私、事務の最高責任者としてしまして、今後このようなことがないように審査決済をいたしてまいりますので、お許しを願いたいというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。重ねてお詫びを申し上げます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

本文別表第 3、級別職務分類表の改正は、保育士の職務分類を職責に応じた分類とするため、4 級に保育園長代理の職務を追加し、整備いたすものでございます。

附則におきましては、第 2 条で、平成 18 年 4 月 1 日施行の改正条例中、職務の切替表において旧 8 級は新 6 級に切り替わりますこと、また号級の切替表におきまして、8 級の号級対応表を追加いたすものでございます。第 1 条では、この第 2 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日の遡及適応といたしております。

以上、ご説明申し上げますが、慎重ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。説明といたします。どうも申し訳ありません

した。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上です。

今回、園長代理人の職名がなかったというようなことで、ない中で町長が辞令を発していたというようなことをございますけれども、この期間は昨年6月1日からの期間ですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 発令をいたしましたのは、昨年6月1日でございます。

この条例のご決定を賜りますれば、前回の発令を取り消して新しく発令をいたしたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 地方自治体の人事は、いろいろな条例、あるいは規則等に則って執行権者であります町長が辞令を発令するわけをございますけれども、今回のミスといいますか、今回の件についてはですね、いささか単純といいますか、お粗末かなというような気がしてならない、謝罪もされましたのでそうそう言うつもりはございませけれども、このような事例がその他にもございませندでしょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私も保育園等で調べましたところ、昭和50年代に園長ということで発令がしている分があります。それにつきましては、もう退職されておりますので、そういう発令がしてある事例がありました、今回調べましたら。大変申し訳ありませんでした。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 先ほどご説明があった職務分類表ですね、それに関わる分での他ですね、園長代理以外では、もう何もございませندでしょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 現在はありません。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第17 議案第37号 高森町介護保険条例の一部改正について**

- 議長（三森義高君） 日程第17、議案第37号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

- 住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第37号で提案いたしました高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険料の普通徴収で滞納が生じた場合、延滞金を合わせ徴収することとなりますが、地方税法ではその金額が1,000円未満の場合や1,000円以上でも、その端数に100円未満がある場合は切り捨てることとなっておりますことから、今回、地方税法に合わせ条例の改正を提案するものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第18 議案第38号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正について**

- 議長（三森義高君） 日程第18、議案第38号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第38号で提案しました阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

ご存じのとおり、オーガニック・アグリセンターは、平成19年4月1日から指定管理者により管理運営を行っています。町直営による運営から民間企業による運営に変わったことにより、委員会の構成等を変更するものであります。主な内容は、畜産農家や耕種農家代表者の委員、農業関係団体に変更するもので、具体的には農業委員会や認定農業者の代表に変更することを考えております。なお、この施行につきましては、公布の日から行いますので、次回の管理運営委員会から適用したく思っております。

以上、説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

この管理運営委員会の設置条例ということでございます。私も以前この委員になっていましたが、前ですね、委員はしていたけど、オーガニックのセンターの管理とかなんかも全然こうわからんままの委員でありまして、今後はこの委員をどのような形で、今、言われたように組織団体とか、畜産農家とか言われましたが、どういふうな勉強会の中で進めていかれるのかをちょっとお伺いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今回提案しました条例改正につきましては、以前は直営でしたので、どちらかという堆肥のいろんな生産状況とかを聞きたいために各部会長さんをやっていただいております。堆肥につきましては、今のところ、この間の県の品評会で6位ということである程度的好评を得ておりますので、製品そのものについては実際の、とりあえず農家と話し合いながらその対応をしていくという形で、技術的なものはある程度クリアできているかなと思っております。しかし、今回は指定管理者に変わったということで、ある程度経営面ですね、そちらの方にも踏み込んでいかなくてはいけないだろうということで、現在想定しております管理運営委員さんですけれども、阿蘇地域振興局の普及指導課の1人お願いしたい。それから議会の方にもお願いしたい。それから、全然農家がいなくてはい

けませんので、今説明しました認定農業者の代表の方、農業委員会の代表の方、それから農業関係を全般的に把握しておられます J A 阿蘇高森支所、それから堆肥とも最も関連のあります畜産関係で南阿蘇畜協の方を考えております。それから当然、指定管理に入られております中川さん、それから町当局ということで、大体の案は持っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） この堆肥というのはですね、私も農業をしている傍ら、大変難しい問題がございまして、特に本町においては施設園芸が特に盛んに行われております。その中において、いろんな話を聞き方で、こういう運営委員会の方向もですね、管理運営委員会の方も進んでいかななくては、ハウスに使うと害が出たと、そういう話がもう毎回ちょこちょこ、私も実質聞いておりました。その中においてですね、委員の中で何も知らないという委員さんばかりで運営をなされていたわけでございます。それにつきましては、本当に今後またいい見直しができるんじゃないかと思っています。そういう点について、各委員さんになられる方々にですね、しっかり良質な堆肥ができるようによろしく私の方からお願いします。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第39号 高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止について

○議長（三森義高君） 日程第19、議案第39号、高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第39号で提案しました高森町広域農業開発事業

受益者負担金徴収条例の廃止について説明いたします。

本条例は、広域農業開発事業の受益者負担金の徴収に関する規定で、まず最初に昭和55年度に実施した第1次農業開発事業の6牧野組合、昭和62年度に実施した第2次農業開発事業の4牧野組合及び平成7年度に実施した第3次農業開発事業の1牧野組合の償還が完了したもので、今回この条例を廃止するものです。償還額につきましては、第1次が1億4,500万円、第2次が1億1,400万円、第3次約400万円でございます。なお、第3次農業開発事業につきましては、平成26年度までの償還期間となっていました。平成11年度において繰上償還されています。

以上、説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第40号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第20、議案第40号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第40号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更を伴わない補正でございますが、予算調整後、入札残等によりまして833万円の財源が発生をいたしました。このことから、当初予算におきまして財政調整基金から9,000万円を取り崩して財源としておりましたが、今後、より一層の財政運営の健全化を進めるために、今回発生いたしました財源分833万円を減額することといたしました。このことにより、補正後の財

政調整基金繰入額は8,167万円となり、基金残高は2億4,297万1,000円となります。なお、今後事業を執行する過程で新たに財源が必要となります際には、基金の取り崩しにつきましても議会にお諮りをし、ご理解をいただきたいと存じます。今後とも財政運営の健全化、また将来に備えて可能な限り財政調整基金の充実を図っていくことといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の補正予算の主なものは、歳入につきましては教育費県補助金として就学前教育振興補助金と所尾野分収林の立木売払代金でありまして、歳出につきましては所尾野分収林の立木売払金によります配分金と児童福祉施設費の賃金等でありますけれども、先ほどご説明いたしましたように予算総額は変わらず37億7,288万8,000円となります。以下、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。6ページに県支出金の就学前教育振興補助金として33万円を増額補正をいたしております。

次に、財産収入として所尾野分収林の立木売払い金として800万円を見込んで計上いたしております。なお、冒頭でご説明いたしましたとおり、財政調整基金の繰入額833万円を減額調整することといたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。7ページの総務費の町有管理費につきましては、分収林契約に基づき支払代金の見込み額800万円の6割の480万円を所尾野造林組合への配分金として計上いたしております。民生費の老人保健事業費につきましては、支払い業務を委託しております熊本県国民健康保険団体連合会関係の役務費12万円と医療費支払いデータ通信費の電話回線使用料3万9,000円の増額補正を行っております。同じく民生費の児童福祉施設費の賃金につきましては、保育士の産休に伴い、必要な保育士賃金の補正を行っております。また、使用料及び賃借料の243万2,000円の減額補正につきましては、園児送迎用タクシー借上料の入札残によるものでございます。

続きまして、教育費の事務局費につきましては、需用費の20万円の増額とスクールバス委託料の入札残が500万円について減額補正を行うものであり、就学前教育モデル事業補助金50万円につきましては、5月下旬から内示を受けております就学前の保育園、幼稚園児童の保護者を対象とした子育て講演会や各種相談事業を実施するものであります。同じく教育費の学校給食費の需用費30万円につきましては、高森東共同調理場の大型冷蔵庫等の修繕料の増額補正でございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げますが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し

上げ、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長の方からご説明がありまして、私は教育費の8ページ、スクールバスの委託料がですね、マイナス500万円と。こういうのはですね、大変今後大いに取り組んでもらってですね、財政面に少なく取り組んでいてもらいたいと思っております。これは、私たちも本当に言うならば地元の業者に入札はしてもらったわけがございますけど、余所の町村ということでございまして、残念でありますけれども、こんなに差額があるということはですね、大いにこういうことは今後も期待していきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願います。

○議長（三森義高君） 答弁はよかですね。

○2番（森田 勝君） はい。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第21 議案第41号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第21、議案第41号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第41号で提案いたしました平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、当初概算で計上いたしておりました支援金に診療報酬支払基金より調整後の追加支援を求められましたことから、その金額を補正計上したものでございます。なお、今回は予備費からの組み替えのため、予算総額の変更はございません。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第22 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第22 休会の件についてを議題とします。

お諮りいたします。6月11日から6月15日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、6月11日から6月15日までは休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時52分

6 月 1 6 日 (月)

(第 2 日)

## 平成20年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成20年6月16日

午前10時02分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	森田 勝	1 農産物の地産地消について	本町における農産物の地産地消をどのように考えているか。
		2 県道高森停車場線の空き家等の防災対策について	県、町の対応はどのようになっているか
		3 湧水トンネルの防災対策について	観光客等の避難訓練の実施は。
5番	甲斐 廣國	職員の不服申立について	職員による不服申立の現状について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 立山 広滋 君	2番 森田 勝 君
3番 田上 更生 君	4番 甲斐 直三 君
5番 甲斐 廣國 君	6番 後藤 和昭 君
8番 相馬 俊行 君	9番 三森 義高 君
10番 後藤 英範 君	

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 甲斐 正一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	岩下昭久君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（三森義高君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。梅雨に入り、本格的な雨の季節になりました。農家にとっては恵みの雨でございますが、あまり多く降ると自然災害が心配される今日このごろでございます。また、昨日、岩手宮城地震災害におきまして、本当にこう被災されました方におきまして、お見舞い申し上げる次第でございます。

さて、本題に入ります。私も議員になりましたちょうど1年になります。その間、いろんな問題が出てき、議員の重みを感じている今日このごろでございます。本日は、3つほど町長に質問いたします。町長もご存じのように、日本の食糧の受給率は40%を切って、大変な時期に入っているわけでございます。このままでいきますと、農家数も大変減ってまいりますし、食糧もままならない時期に入るんじゃないかと心配する毎日でございます。日本の食糧のほとんどは海外からの輸入に頼っているわけございまして、町長もご存じのように、本年の2月から3月にかけて中国から輸入された餃子におきまして、農薬の混入という大きな問題がニュースなどで報道されました。また、韓国産のキムチにおきましても、回虫、蟯虫という、本当に食されないような問題が多く入っているわけでございます。私も本当に今思いますと農家ございまして、本当に皆さんに安心して食べられるような食物をつくっていかなくちゃならないなとしみじみ思っているわけでございます。

私は、今日質問に立ちましたのは、町において現在地産地消、それから小・中学

校の給食において、どのような町からの援助がされているかをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんのご質問も話を聞きながら、私もそうつくづく感じているところでございます。いろんな食問題、本当に安心・安全というのは第一、私どもの生命を守る根本的なものであろうかなど、そのように思っているのも事実でございます。本町におけるいろんな地産地消の問題につきましては、熊本前潮谷知事さんが就任されましてから、大変な地産地消を推奨されました。最近では少し忘れかけたような地産地消になっとるかなど、少し寂しい気持ちはいたしているのも現状でございます。そういう中で、私どもも阿蘇地域振興局といたしますが、全体挙げてですね、地産地消と、なかなかこの地産地消というのは範囲が難しいものがございます。高森町だけでつくったのが地産地消なのか。南阿蘇村でつくったのも地産地消の中に入るのか、なかなかこの全体的な取り組みというのは難しゅうございます。今全体、私どももそういう話の中で、県を中心とした阿蘇郡内の地域をとということで、阿蘇振興局を中心とした阿蘇郡全体の地産地消ということで今やっておるところも現状です。今の一番、県の方でも推奨し、やっておられますのは、阿蘇高原トマトフェアとか、赤牛と新米フェア、赤牛というのは認定制度というのをつくって、今、南阿蘇村にもつくってございます。残念ながら高森町に認定された農家といますか、そういう料理店はございませんけれども、やっぱり赤牛といますのは、もう東京あたりに行きますとヘルシー料理ということで大変人気のある料理のようにお聞きをいたしますし、また一番、この私どもの食生活において一番大事な肉としては赤牛が一番いいんじゃないかなろうかという、そういう一つの熊本県と言いますよりも、阿蘇の放牧した赤牛ということで、ブランド化をしようというふうなことになっております。その中でも、直売所を設けたり、いろんな仲介者を設けまして東京に供給するとかいろんなことがございますが、なかなか今の現状でこれというのがないのが残念なところでもございますし、私どもの高森町のことだけを申しますならば高原野菜、白菜、キャベツ、大根と、そういうものについては本当に素晴らしい名を売ってまいりましたが、何が影響でこう全体的に、日本全体でどこに行ってもできるようになったのはちょっと私もわかりませんが、長野県あたりになりますと長野の何とか高原野菜が出ればですね、阿蘇の方が、熊本県の阿蘇の方が少し目劣りがすると、そのようなことも聞いているのも現実でございます。しかしながら、この高森のこの高原野菜といたすと、やはり海

抜600メートル以上、800メートルぐらいのところでは植え付けし、育ったというのですね、どこに行っても目劣りのしない素晴らしい高原野菜であろうかなと自負はいたしているところでございます。

またその中で、今、2番議員さんがおっしゃいましたように、学校の給食、そういうものをいかにして利用してあるかということでございますが、2番議員さんは、確か農協の理事もなさっておられるかと思いますが、農協を通じて私どもの野菜は学校の方にも供給をいたしておりますし、地元の販売店の方からもお米の方もそのような形で学校の方には納入をさせていただいているのが現状です。給食と申しますと、ある程度のピシャツとしたルールが、ルールといいますか、量も必要でございますし、年間を通して供給するというのはなかなか難しい部分がありましてですね、そのあたりを解決すれば、もっとうまく地元の生産物を十分供給できるようなそのような体制、そのことについては、行政を挙げて私どもも精いっぱい努力してまいりたいと思っております。どうかご理解いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。

現在、町長も赤牛のブランド化、それからトマトの販売方面と、話がちょっと出ましたけど、当阿蘇郡においてですね、実質地産地消を行っている地区がありまして、これは南小国町でございます、ここは月にですね、お米についても7俵から8俵、白米におきまして435キロほどの納入があっているわけでございます、これはほとんど地元で取れたお米をですね、100%使って地産地消を行っているということでございます。その他にも、小松菜、ほうれん草、これもですね、限られた期間におきまして、小・中学校におきましてですね、使われているわけでございます。私はですね、本当に申しますならば、町においても、今、町長が申されましたように、年間通じて本当に出荷されるなら、契約も難しくないんじゃないかと言っておりますけど、このですね、夏秋の間だけでもですね、地元を使うような体制に持っていつてもらったらどうだろうかと常々思っているわけでございます。

それから、後継者もですね、小学校の食の教育を2、3年前から実施されておりました、特に昨年、一昨年あたりからですね、子どもに米の作り方、それから本年におきましては野菜の作り方など、農業後継者が一生懸命取り組んでいるわけでございます。本当に町長もですね、これを思うならば、地元の野菜をですね、多分に使ってもらって、地元にはこういう野菜ができよるといような町からのですね、

説明なり、どうのお米ができていますのか、説明ができるような行政には私にはなってもらいたいと思っております。私が本当に思いますのは、私も農家をしながらナスをつくっていますけど、学校給食などにしますと、本当に微々たるものかもしれませんが、本当に子どもに安心して食べられるような野菜、それからお米を私たち農家もですね、提供していくならと思っております。それで、本当に町長が今後地産地消を取り組んでいくためには、どういうふうな計画を今後なされるのか、そういうものを少しお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんがおっしゃられますこと、本当に全く同感でございますが、大変この野菜、学校給食もいろんな地域的に利用するという事になっております中に、学校一定に供給するものなかなか難しゅうございまして、またそれと大変小さな町でございまして、いろんな流通機構というのがございます。その中にも、一つの地域内にご紹介をなされた方がおられますとかいっぱいの方がおられます。なかなかそういうのも含めてですね、検討していかないことには、うまく町全体の流れがよくなくなるのじゃなかろうかなと。当然、そうなりますと、地元の野菜はどこかのお店なり、また農協さんを通じて協議するという事になろうかと思っておりますけれども、私ども行政といたしまして、これを使う、これはここというのは大変難しい部分があるんじゃないかなと。もう少しお互いご商売される方も、私どもも、消費者の方も一緒にご相談を申し上げながら、この地元の地産地消というのがですね、やっていくべきであろうと、そのように思っております。今の地産地消につきましても、努力はいたしておりますけれども、なかなか今申しましたように、言葉で言うようにですね、簡単に流れていない。また、2番議員がおっしゃいましたように、受給率も40%、今、実際のところは37%ぐらいだそうでございますが、本当に大変なことが起きると、これはもう身をもって私どもは戦後直接の生まれでございますので、食糧難というのは身をもって経験をしてきました。今、食については豊富でございますが、そういうのも含めましてですね、できる限りのご支援を申し上げるということでお願いいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 町全体で取り組んでいかななくてはという話でございます。現在、高森町小学校におきましても、お米の方は業者さんの方から確かな納入されていると思っております。品種もあきげしきということでございまして、私が思いますのは、本当に農家のつくったお米が提供されているのかということがですね、これ

は業者さんを悪く言うのじゃありませんけど、私たちが本当に考えるならば、お米というのはブランドがですね、コシヒカリ、それからヒノヒカリ、あきげしきといろいろな米があるわけですが、ほとんどの業者さんにおきましてはブランド米と、例えばコシヒカリとあきげしきが混ざった米とか、ヒノヒカリにあきげしきを混ぜた米とか、いろいろ出回っているわけですが、それがですね、私が本当にさっきから言いますのは、安心して食べられる米なのかというのがそこでございまして、これは本当は町内全体において、町長が申されましたように考えていかななくてはならないんですけど、小・中学校からでもですね、本当に地元100%を使ったブランドをですね、子どもたちに提供できるなら、本当に私も安心して農家もやっていけるんじゃないかと思っております。特に現在、高森小学校においてもですね、1日大体42キロ程度の米を消費されているということでございまして、これがカレーの日なんかには50キロ程度増えるということでございます。私の子どもたちが成長盛りにですね、安心して食べれるようなお米を農家として提供していきたいわけでございまして、本当に町長が地産地消のことを思いますならば、本当に真剣に取り組んでもらっていかなくては、まだ米はよそから買うてくればどぎゃんかなると、そういう時代じゃないと私は思っております。そういう方面について、町長はどのように考えておられるか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変難しい問題で、その米価でございますから、米価は、日本は米は余っておりますということでございます、言葉を聞けばですね、そういう言い方でございます、百何十万トンも余るとと。また外国からも米は作らせずによその米を80万トンも、百何十万トンも輸入してくると。なかなかそのところがですね、私どもそこまでようところ、国の政策というのは大変難しゅうして、米価というのが大変国の政策に左右された仕事でございますものですから、なかなか1町の、この米はここで買うというのはいくらか話としてはですね、使いやすいことかもしれませんけれども、全体的なものになってきますと、地元の地元と。だけん先ほど申しましたように、地元というのは高森町だけのものを使うのか、阿蘇郡全体を地元というのかとかですね、なんかそういう言葉遣いも大変難しゅうございませけれども、今申しましたように、できる限りですね、地元のものを消費化すると、それが一番地産地消であろうかなと、そのように思っております。えらいどこの話しても一緒でございますけれども、できる限りはですね、利用するように、その内容については、今日は教育長もおりますので、ちょっとその内容については

ですね、教育長の方をお願いをしたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） おはようございます。まずは、お礼を申し上げさせていただきます。2番議員さんのご質問にもございましたように、今、学校におきましては食育の一環で稲作、野菜づくりを行っております。その中で、後継者の方々にいろいろと協力をいただいております。本当にありがたく思っております。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

ご質問にございましたように、今、米につきましては給食納入組合というものがございます。その給食等納入組合において、地域のお米をとということで納入をいただいております。現在、小学校におきましては週3回、小中学校ですね、週3回の米飯を実施しております。今後につきましても、やはりそういった形で、これは米飯、パン、いろいろございますが、いろんなところを週3回ということで、今、実施をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、教育長から答弁がありました。何もですね、米ばかりじゃなくて、町長も申されましたように、阿蘇郡にできた品物はですね、本当に、私も農家もしているわけですが、減農薬でですね、本当に安心して食べられる食材じゃないかと思っております。それでこのように地産地消をですね、活かしていったらどうだろうかという話をしております。今度ですね、この地産地消ということは、本当に真剣に考えていかなくては、もうご存じのように世界でいろんな地震、それから台風災害などですね、これは食料が5年、10年もすれば足らなくなってくるんじゃないかと私も常々思っております。これは避けて通れない問題でございますので、真剣に町長、それから教育長の方も、よろしく願います。

以上、今の件は終わります。

続きまして、私が昨年、町長に横町通りの停車場線の松の子の建物、それからあの通りについて質問をしたわけですが、何ら一向に改革の余地もありません。それから、特に私もあそこの道は常々通っておりますけど、銀行の方から来ますと、特に建物が目立ってですね、もうこれはいつ倒れてもおかしくない、物が落ちてもおかしくないという、本当に見るも無惨な形をしているわけでございます。県、町においてもですね、どのように今後対応をされているのか、はっきりしないところで、これは事故が起きてから対応されているのは、これは本当に私も残念でな

らんと思っております。どのように今後これを対応されるのか、はっきり言ってもらいたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんのおっしゃいました県道高森停車場線という県道になろうかと思っております。今、おっしゃいましたように、平成19年12月の定例議会で一般質問の関連ということで、旧松の子さん、また旧喜久屋さんということで質問を受けたところでございます。その何で、外壁の崩壊と、どのように対応ができるかという質問であったかなと、そのように思っておるところでもございますが、今の質問につきましては、私どももできる限り多方面にもいろんな方々にも、また県の方にも何ができるかということでご相談を申し上げてきたところでございますが、町といたしますと、結論から申しますならば、私権といいますか、自分の持ち物でございますものですから、行政権が介入できないということでございます。民事不介入という原則がありますことから、今の現状であれば、町自体、私どもの行政から対応はいたしかねますということでございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 現在では、対応できないという答弁でございます。もしも、今、小学校、中学校の通学路でございます。年寄りも多くあの道を通っておられるわけでございます。もしも事故が起きたらですね、町として、それから県としてはどのような対応を取られるのか。本当に早く処置しないと、台風、それから今後大きな台風などがやっけてまいります。そういうときにどういうふうな対応を取られるのか、もう少し明確にお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、民事不介入ということで、行政といたしましては対応できないということでございますけれども、今、いろいろ調べた結果ですね、今までの経過につきましては、松の子さんに対しましてはですね、近隣の建物の被害、または通行人への被害等が発生したときには、2番議員さんがおっしゃいましたように、大変でございますから、住民の生命・財産を守るために、緊急的避難措置ということで、今、外壁の方を建てております。もう約4年近くなるんじゃないかなと、そのように思っておりますし、また旧喜久屋さんの方におきましては、近隣の所有者等からのご相談が、今、2番議員さんがおっしゃいましたように厳しいご意見が行政にも来ておりました。そういうことを踏まえまして、道路法、消防法、民法などの規定によりまして、町の方ではその即対応というか、そういう対応がで

きない旨をお伝えいたしたところでございます。そのような経過の中で、いろんな方々が直接交渉をなされ、今、喜久屋さんの方は解体が終わったというふうに聞き及んでいるところでございます。いずれにいたしましても、今後増えるであろう事象につきましてはですね、町の対応といたしましては、特に住民の方々が所有しておられるものに対しては、できるだけ自分で処分していく。さらには、所有者の責務で対応していただくと、そういう指導を徹底してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 県からのですね、処置などについてはどのような対応になっているのか。あそこの道路は、確か県道でございますので、県も、もしもがあったときには、恐らく県の対応もされるんじゃないかと思っておりますので、その方面はどんなふうになっているか、お尋ねします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、19年度の12月の定例議会でそういう質問がございました。その後、すぐに大きな街部の市街地の問題でございますので、県道停車場線ということで、阿蘇振興局の管理維持課とありますが、会合を行いまして、申し込みました。幾度となく交渉をいたしましたけれども、住民の方々の私的権利ということで、県としてはですね、どうしようも対応の仕方がないというふうな返事が来ております。そしたら、下は県道でございますが、管理上どのようなことでありますかとお聞きいたしましたらですね、その落ち物についてはですね、当然除去物ということで除去せなんだらうと。ただ、あれを県がさわる、どうかさわるというのはですね、ちょっと今のところさわることはいけませんというふうな返事ございました。きっと建築基準法とか、そういうものがですね、大変難しいところがある部分を調べた上での、私どもに県からの報告であったかなと、そのように思っております。ただ、それでいいかと言われますと、決していいことではございませんで、できる限りの措置はいたしております。やはり安全上、危険を伴う恐れがある、もう予見されるわけでございますから、どのような撤去方があるのかというのは、私どもの方も行政側からもよく検討いたしましたし、やはり建物の除去については持ち主の方々にそういう撤去して下さい、こういう危険ありますよということをしてですね、勧告をする。そのように勧告までは行政としてできるというふうに返答はしていただいております。崩れれたらどぎゃんするかですけれども、本当に私どもも心痛めるところでございますし、大変私権が入りま

して、1人の方の持ち物じゃないとかですね、いろんな重なりがございますもの  
すから、1人の方ならわかりかしお話しもスムーズに行く可能性がございますけれ  
も、そういう権利、そういうものが入っておりますものすから、行政としてこれ  
以上、建物についてタッチするというのが今のところは不可能でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 権利者が1人でない、何人か、数名おられるということでござ  
います。町としてもですね、これは本当に県と一緒にあって、その数人の方とです  
ね、話し合いをしながら、早急に対応してもらわなくては、事故が起きてからそう  
いう処理をしてもですね、本当に私は遅いと思っております。早急に県、または町  
とも対応の方をよろしく検討をお願いしておきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

続きまして、これもまた私は昨年の6月、1回目の質問で質問しました湧水トン  
ネルの避難の状況について、確か町長は2月に避難訓練を実施するというので私  
も安心して登壇を止めたわけでございますが、その後、何の実施もありません。現  
在、町長もご存じのように、今、本当に人が避けて通らなんという時代になってお  
ります。秋葉原でございますように、人を無造作に刺すような時代に入っておりま  
して、私はこういつもかねがね思っておりますのが、トンネルの中ですね、もしも  
ああいう事件、それから爆発など起きた場合、どのような本当に対応をされるのか  
が、私はいつもあそこの湧水トンネルの中において思っているわけです。観光施設  
として開放されているわけでございます。こういう問題がですね、起きてからでは  
本当に何も間に合いません。その前にこう一応そういう訓練なり、いろいろしてい  
なくては、起きてからの訓練ではもう遅うございます。その点について、再度質問  
いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2番議員さんの方からもご質問がございました。湧水トン  
ネルの防災対策についてはということであろうかなと思っております。今回、2番  
議員さんが当初おっしゃいましたように、岩手・宮城の両県のもので、ものすごい  
想像外の大地震ということでございます。心からお見舞いを申し上げるところでは  
ございますが、本当にいかに尊い人命をですね、救いができなかったというのは、  
本当に行政の方々のトップを努めておられる方も大変悔しい思いをなされているか  
なと、そのようにも思っておりますし、私自身も人ごとではなくですね、明日は我  
が身と、そのような感覚で十分住民の方々、町民の方々の安心・安全のためには、

やりべきことを順次していくと、訓練をするとか、いろいろなものについてお伝えし、また情報も流すということであろうかなと、そのように思っております。今後十分、そのようには気を付けてまいりたいと、そのように思っております。

湧水トンネルの防火対策につきましては、今、2番議員さんがおっしゃいましたように、20年の3月定例会で一般質問を受けたところでございます。その中で、避難所をつくり、また避難訓練を実施するというところで答弁を申し上げました。一番お客が少ない2月、3月はいかがだろうかということでお話しをしたかなと、そのように記憶をいたしております。避難指導書につきましては、文書等はまだまだと作成は完全にできておりませんが、同じように持ちます大分県に鯛生金山跡のトンネルがございます。うちのトンネルよりも少しトンネルの内容が変わっておりますけれども、やはり観光客の方を誘導して入れるというのは、全く同じ共通点があるということで、今、その鯛生金山に方がうちよりも先にできておりますから、どのような対策、どのような避難訓練等ができますかということで、今、共通点につきまして担当の方に協議をさせているところでもございます。現在考えておりますのは、指導書の内容等につきましても、通常の業務における安全管理のマニュアル作成とか、また観光客の事故時の発生におきます緊急措置、また運搬、いろいろな方法、また火災、地震等におきます危機管理マニュアル等に大きく3つに分けて今、作成を急いでいるところでもございます。

緊急連絡といたしましては、規模となる通報の仕方とか、また仕事の分担とか、命令者の判断等を網羅した指導書づくりを、今、手がけております。作成が終わりますと、非常時の際もそれぞれその生き方が必ず有効に使われるように、また絵に描いた餅ではいけませんので、私どもの直接関係する湧水トンネル関係にマッチしたマニュアルづくりを今急いでいるところでもございます。

また、避難訓練につきましては、今、2月か3月かと申し上げておりましたが、観光客の方々を取り込んだ避難訓練はいたしておりませんが、町、それから今回、高森町観光協会の方々と一緒にですね、避難訓練をしたと。お互いに共通認識ができる確認作業は閉館後に、昨年3月に行いました。それを基にした今、防災、火災とか、そういう発生について準備をいたしております。たまたまそういうことをしながらですね、わかりましたのが、実際に5月13日だったかと思いますが、トンネルのところから約200メートルの地点でですね、異常に出水が見られました。すぐに町にも報告がございましたし、町といたしましてもトンネルを閉館をするまでもなく、直接そのプロの方に地質調査関係の調査をいたしております。

その調査結果におきますと、水が濁ってくるわけではないこと、それとまた出水上の関係から、特に異常と認められないということで安心をいたしたところでもございます。

このような点を厳しくチェックしながら、今、全体的なものは確認に大体、トンネル内の確認はいたしております。2番議員さんもお存じのように、あのトンネルはもともと国鉄さんが高千穂の方にトンネルをつくるということでトンネルを掘ってございます。このトンネルがいろんな関係を引っ張ってみますと、馬蹄型というトンネルだそうでございます。馬蹄というのは、馬の鉄のことだと思いますが、そのようなトンネルということで、安心ができる、かなり強度なトンネルであるということでもございました。外がよっぽどの地震でない限りは、トンネルはですね、崩壊するというのはまずあり得ませんというようなですね、昭和50年ぐらいの話ですから、もう30年経っておりますから、今はどのようなことか私もおはっきりわかりませんが、調査した結果は、そういうトンネルであるというふうにお聞きして、逆に言うなら、外よりもあの中の方が安心ですよと、そのような素晴らしい施工物であるようにはお聞きをいたしたところでもございますが、しかし先ほど申しましたように、安心が一番禁物でございます。また、油断が一番禁物でございますので、十分その辺を配慮しながらですね、進めてまいりたいと。またこの、今、湧水館の周りも今整備をいたしております。駅の方から湧水館までは、ほぼ完了いたしました。もう少しトンネルの周り、お客を呼ぶ以上、観光客としての地域づくりのためには、もう少し整備をせにゃいかんということで、その整備も本年度お存じのように、まちづくり交付金というのを今利用しております。約5億円ぐらいの利用ということで今、交流センター等もそれで仕上がったわけでもございますが、そのまちづくり交付金というのが大体来年度までぐらいで終わるとということで、その整備もですね、一緒に兼ねたところで避難訓練等も必要であるかなと、そのように思っておりますが、今、2番議員さんがおっしゃいましたように、油断が一番禁物でございますから、当然、できる範囲内から順次避難訓練等にもまいろうと。本当に今、申し訳なかったなと思いますのは、2月ごろすると2番議員さんに言うておりましたものですから、観光協会の職員とは避難訓練やりましたけれども、観光客の方を巻き込んでの避難訓練はいたしていないのが現状でございますので、ご報告を申し上げておきます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長が申されましたが、私はですね、本当にあそこのこと

を、観光施設に利用されているので、私もトンネルの中の例えば事故があった場合のいろいろな話もちよっと聞いたことがあります。もしもがあった場合は、奥の方に観光客を誘導するとか話も実質聞きましたが、地元の方ならば、奥に入れば別所の方にいられるからという考えを持たれるわけですが、果たしてその観光客がですね、入口から入って奥の方に行く観光客が何名いるかということです。ここが私が特に疑問を持っておりまして、特にあのトンネルは500メートルあります。七夕、それからクリスマスファンタが今現在行われておりますが、もしもあの中で不審な者がおって爆発でんさせたら、本当にこう大変な惨事になるんじゃないかと思っておるわけです。早急にですね、こういう問題は町として取り組んでおくと、何のための観光施設にしたかわからないんじゃないかと思っているわけですが。町長もですね、特にこういうことについて真剣に考えていってもらわなくては、本当に、もう現在どこで起きる、どこで起きらんということじゃなくて、もうどこでも起きるような実態がもう目に見えとるわけです。その点について、はっきりした答弁をお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変はっきりと言われても、なかなか予期せぬ出来事が起きるわけですから、もしも秋葉原あたりになりますと、これはもう例外の例外、もう全然一般的には考えられないような事案であったかなと、そのように思いますが。そういう安全対策につきましてはですね、もうまず私はですね、おいでになるお客さん、またおいでになる方々を信頼をして、そして楽しい湧水館を過ごしていただくのが私が一番願うところではありますが、それ以上のことでですね、そういう対策については、十分、先ほど申しましたように、今、マニュアルも作成中ですので、その対応についてもですね、明記してまいりたいと、そのように思っております。大変答弁にはならなかったと思いますが、ちょっとこの大自然の豊かなところで山と水を見においでになる方がですね、包丁を持って来るとは、ちょっと、包丁か何かわかりませんが、ちょっと私どもも想像が付いておりませんので、そういう点につきましては、内容についてはですね、担当課長の方から設備というか、今、マニュアルづくりいたしておりますから、ちょっと担当課長の方からご説明をさせますので、お願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今の避難場所についてですけれども、基本的にですね、かなり検討しましたけれども、一番奥から昔の工事の廃坑、別所までの口と、

出口以外にはですね、縦穴があるんですけども、ここもどうにかならないかということで大分検討したんですけども、避難口については、基本的に2カ所以外は無理と、新たに掘るというのは全く不可能ですし、基本的には無理ということで、その中でどう避難対策をするかということなんですけれども、今おっしゃったみたいに500メートルぐらいあるんですけども、どの場所で起きたことによっては奥に行く人と出口に行く人とという、この判断、確かに非常に難しゅうございます。それで、今のところは非常灯と奥の方の出口についてはですね、非常時には、通常は鍵を掛けていますけれども、非常時にはそこを外してボタンを押すと鍵が自動的にロックが外れるということは全部書いてございます。ただし、どうしても2カ所ということで起きた場合に誰がどちらの方に誘導するんだという場合に、さっきも言いましたように観光協会の方に徴収委託しておりますし、徴収委託の方がいらっしゃいますが、常時一番奥には、常時は誰もおりません。徴収の方がある程度の時間に見回りをしてもらおうという形を取っておりますので、今おっしゃったみたいに、例えば真ん中だったとき、たまたま一番奥にうちの職員も誰もいないといった場合に、誰がじゃ奥さん行くのかという話も確かにある。ですので、非常口ということの誘導灯等は付けておりますが、そこら辺はもしも中間であって、奥に誰もいない場合に、奥の方に誰が誘導するんだという問題もありますので、そこら辺は、なんといいですか、こういうふうに非常の場合はこちらの人は奥の方へという看板の字をですね、もう少し大きくした形で誘導できるような形は取っていきたいと思っております。

いずれにしても、トンネルですので、どうしても2カ所しかない、奥と出入口ですね、基本的にはないということで、ちょっと非常にそこら辺が難しく、じゃここで起きたらとか、仮想的な話をしているんですけども、じゃどうなるんだという話をして、じゃその最良法はどうだということで今はやっております。

それと、非常灯等が付いておりますけれども、そういうものの点検については、常時、もちろん徴収の方にもお願いしておりますけれども、職員も常時行って対応をしております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、産業観光課長、それから町長の方から答弁がありました。

本当にこう真剣に考えていなくては、あやふやな考えでは、起きてからでは間に合わないという、私は常々思っております。早急にこういう対応はですね、観光客

を呼ぶならばされてなくては、物が起きてからの対応では本当にこう困るわけでございます。町の、先ほどから地産地消、それから横町停車場線の問題につきましても、本当にこう毎日地元の町民が通ったり、行き来する場所でございます。特にこういうところは町としても事故があつてからではですね、本当にこう恥ずかしい目に遭いますので、早急に解決の方をよろしくお願いします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。ただ今、議場の時計が10時55分になろうとしておりますので、10分から、11時10分から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。私は町長に、職員の不服申立の現在の状況についてを主にお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

高森町は情報公開率が県下の町村でもトップクラスでございます。いわば町も家庭も同じでございますが、家庭内のいざこざ、外に漏らさないようにするのが今までは普通でございました。しかし、これは今の法律上ですね、物事をその都度、あからさまにするのが義務化されております。しかしながらやっぱし矛盾も多くあるように思われるわけです。個人的な情報については、特に厳しく規制をされております上に、こういった行政のことについては何もかも公開せると、こういうことでございます。これがどうかと、どう判断すればいいのか、私たちが苦慮するところでございますけれども、やっぱしこれは法に基づいて公開しなければならないものは、やっぱしきちっと公開をし、高森町が県下でも非常にこう公開率がトップクラスである、行政として非常にこの健全な生き方をしておるといふ、そういうものが認められる町であつてほしいなというふうに私は考えております。

そこで、職員による不服申立の現状、現在の状況についてでございますけれど

も、昨年6月、機構改革に伴う人事異動により、一部の職員から不服申立が出されております。このことについて、現在まで三位一体改革に伴う行財政改革として、町議会も定数の大幅な削減を実施してまいりました。町長、教育長、部局においてもですね、改革の一環として関係条例が提案され、議会におきましても一部修正論議が出されるなど、慎重な審議の上で可決されたのが昨年の3月の定例会でございます。私も議会議員の1人としてですね、また当時の行財政改革特別委員会の委員長として、これは避けて通れないことでありましてし、先導して可としたところでございます。この条例の公開に関しましても、大きな責任を今も痛感しておるところでございます。先の議会におきまして、問題の解決を図るということから、議長を先頭に副議長、総務委員長が斡旋をするということで、関係職員の方々と話をしてきたところでございますが、残念ながら不調に終わったということでございます。改革は常にやっばし痛みを伴わない改革はあり得ません。議員の定数削減にしても、町民のため議会が先頭に立って改革を進めることである、それが当時の議会のあり方であったと私は信じております。町が単独で生きていかれる改革は、これまでいろいろ議会も執行部も考えてきたことであります。出てこぬならば、やっばし痛みの伴わない改革ができるならばそれが一番でございますけれども、どうしても町民の幸せなり、あるいはこの町が単独で生きるためにどのような方向があったのか、それはやっばし当時としてはベターな私は改革ではなかったらうかと思っております。しかしながら、一部の職員に無理が生じたということは、非常にこれは残念なことでありますけれども、そこで町長にお伺いをいたしますけれども、そういうことが生じた中で、今も、さっき申し上げましたように不調に終わった中で、まず申立がなされて今日までの経緯について、町長はどのように努力をされたのか、お尋ねをいたしたいと思えます。よろしくひとつお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員さんのお尋ねについてご答弁を申し上げます。

職員の不服申立の現状について、どうなっているのかと、今までの経過についてを少しだけご説明を申し上げさせていただきます。

お尋ねの熊本県人事委員会に出されております職員の不服申立事案につきまして、昨年の6月1日付けの人事異動については、既に議員の皆様、ご承知のとおりでございます。町の政策といたしまして、高森町の集中改革プランに基づき実施したものでございます。その中で、一部の職員の方々から地方公務員法に則り、熊本県人事委員会にその不利益処分に対して不服の申立がされてございます。この高森

集中改革プランに少しだけ触れさせていただきますと、本町におきましては平成15年度末から役場組織の簡素化ということで定数の見直しを検討するため、各課、所局の係長級を代表といたしまして、14名によります高森町行政財政改革検討委員会を立ち上げました。いろんな各方面から様々な検討を行いまして、平成16年10月の8日に私に対し中間報告をなされたところでございます。その後、民間の委員さんの方を4名さらに加えて4回の委員会を開催をいたしました。平成17年3月1日に、その結果報告と提言を私が受けたところでございます。私といたしましては、他町村にマネすることなく高森にあった、高森独自の改革をということで、就任以来述べてきたこともありまして、この提言について、さらに検討を加えるように指示をいたしました。そのような中で、国によりました地方行財政改革プランの作成期間が平成17年度ということもありまして、その策定過程で検討することといたしました。この策定にあたりましては、総務課長を座長といたしまして、審議員1名、課長補佐を11名の検討委員会で構成、そして構成したところ、そして議員さんにも配布してございますが、そのとおりでございます。その中で11回の会議を重ね、平成18年3月に公表をいたしました。さらに平成18年度におきましては、プラン作成時の内部検討委員会によりまして、事務事業の再編、整理及び定数管理を詳細にわたりまして、1年間を掛け検討をするようお願いをし、またその1年間を掛けて検討した結果、平成19年3月に議員の皆様方にご提案を申したところでございます。その後、6月1日の人事異動を受けまして、平成19年7月31日に33名の職員の方が不服申立書を人事委員会に提出され、その後8月に3名の方々が取り下げをなされており、現在30名の方となっております。内容につきましては、分限降任及び降給に関し本件処分の取消を求められておりまして、現在、人事委員会で審理が行われております。このことから、不利益処分から採決までの流れを要約いたしますと、6月1日に不利益処分から7月31日の不服申立書の提出、これに対しまして処分庁であります高森町、高森町教育委員会からの答弁書を提出をいたしました。次に、申立から反論書の提出、また必要に応じて再答弁書、再反論書の提出となっております。これらを受けまして、人事委員会の方で準備手続きに入り、争点の整理、証拠の申し出整理等が行われて、11月8日付で事案要約書案が示されて、12月3日に準備手続きが開催されました。その後、双方からの証拠書類、陳情書等の提出がなされ、認否の確認がなされてございます。本年3月5日に第1回の公開口頭審理が行われまして、岩下総務課長が双方の証人として尋問を受けてございます。第2回の公開口頭審理は、5月7日に

職員が2名、名前は申しませんが、2名の方が当事者として証人尋問が行われました。その後、6月4日及び6月27日に開催される予定でございました第3回、第4回の証人尋問につきましては、その審理につきましてはですね、既に証人尋問が終了したということと見なして、尋問内容が同じ問題だろうということであろうかと思いますが、尋問内容が重複するので、その申請を取り下げの旨、通知が人事委員会から5月27日付けでなされてございます。処分庁側といたしましても、第2回の公開口頭審理終了後の今後の審理の手続きの説明の中で、人事異動の具体的な経緯について確認をするために人証申請を追加されますかという意見をですね、審理長から双方になされてございます。私は、前、私どもの副町長でございました阿南氏を証人として申請をいたしております。その3回目の公開口頭審理日程は、6月27日に決定をいたしており、その後、最終陳述となり、裁決が行われるものと、そのように思っております。

以上、経過を説明いたしましたけれども、私といたしましても、不服申立事案につきましては、長として、非常に残念に思っております。今回の改革は、課の減少ならず、ポスト減など痛みが伴うことは承知されておりましたし、ゆうにその直後から職員に対しましても機会あることに、決してこれがベストではありませんよと、まだまだ改革は終わりじゃないから、一緒になってやろうということを再三申し上げてきましたし、また議員さんの方からも、いつまでも、そんな角をつき合わせはいかんのじゃないかと、理解ができるところはお互いに手を握っていくべきじゃないかと、そういうご意見等も受けたところでございます。またこの間、この前がそうでございますが、議会の各方面からですね、該当職員の対話との言葉をいただきましたけれども、私が不服申立を受けた側でございまして、当方からなかなか働きかけ、裁判を興した側ではなくて興された側ですから、なかなか働きかけることができないということでございまして、こういう中でこの審理が進んでいる最中でありまして、できないということでございましたが、また一方ではですね、今回、町の取り組みを指示する町民の方々もですね、一生懸命それについては改革は当たり前ですよと、今の方が早くからして、今、もう皆さんもご存じのように、毎日新聞等でもメディア等でもそうですが、給料を半分にしたり、40%カットしたりですね、もうあれは売り、これは売りと、他県のことを申し上げるわけではございませんが、それぐらい内容は厳しゅうございます。このまま今までどおりでいいはずはございませんし、約55億円の年間予算が、先ほど訂正いたしました37億7,000万強でございます。そういう中でこの改革ということで、私が思

いますには、やはり一番内容にですね、そのお金の内容、予算規模、いろんな仕事関係、一番詳しいのはですね、職員でございます。なかなか住民の方々にですね、いくら55億円でございます、38億円でございますと言ってもピンと来ません。しかし、本当に職員の方々はプロでございますから、この職場のプロでございます。そういうことはですね、黙っとったっちゃ、いかに親方が苦しい、家の中は火の車ぞというの一番ご存じじゃなからうかなと、そのように思っておるところでございます。無理してですね、そんな痛みを与えて、嫌われて、給料を減らした、格下げしたとおっしゃいますけれども、それはやる側の身にもなってですね、わかってやらんことには、そりゃいかん、こりゃいかん、ならどぎゃして経済が、財政が成り立つものですか。職員でも、15年度の計画によりましてはですね、11名の職員を減ということで、今、93名まで減らしてございます。保育園も、今までどおりで4園を1園にして頑張っていたいただいております。本当に保育園1つにいたしましても、先生のもう1人、2人は必要かなと、そのように思いますけれども、そこができない。それほど切迫した財政でございます。その中で、ちゃんとした少子化対策、ちゃんとした高齢者対策、やるものはやりにゃいけません、ないからせんで通らんわけでございます。銭がないけんやめたでは通らん。そこをなんとか、そこはみんなで、この私どもも含めてですね、元気のいい方たちがやっぱりみんな背を押してあげてですね、解決していききたいと。そら言うとは楽でございますけん、誰も嫌われることはありません。ばってん、やりにゃこれ誰が何と言ったっちゃ、することはせにゃ。そこを皆さんも知ってもらいたいと、私はそう思って、職員にも知ってもらいたいと申しましたのは、職員が一番プロですばい。もう財政、そういうもの、また行政、素人はわからんですよ、そんなこといつちよいつちよ言うたっちゃ、18億円って、へー、18億円て見たことはありませんけん。職員の方々は、ここにみんな全員揃っておりますが、プロですけん、このこういうことについてはプロですけん、この人たちが先頭になってやらんごて、何が普通の者ができるもんか、また知りもせん、それと一緒にですよ。だけん、私が言いたいの、不服は不服でそら腹が立ってたまらんけんですね、情けない分もあつたし、なかなか意見というの、親子でも意見の食い違いがあるわけですから、そのことについてはとやかく申しませんが、今の現状、今、高森町が置かれた現状をですね、どのようにしてやっていくかと。誰かがせにゃいかんとですけん。合併とかいろいろなお話しがございまして。なかなかご存じのように、はい、わかりました、なら明日合併しますという計画も言い出したまた何年もかかります、合併というのはです

ね。そぎゃん勝手に、俺とあんた、さあ明日結納かわすばいたというわけにはいか  
ませんもんですけん、また合併と言うても、また何年もかかります。そこをです  
ね、簡単に口先で立派なこつばっかり言うとったっちゃ、行えんけん、こやん結果  
になって、議員の先生方もですね、その3月議会に意見がございましたけれども、  
その中で私はやられたものと、そのように思っております。

また、この中におきましてですね、3月の定例議会によりまして、その審議の中  
で議会の斡旋によってですね、そういう申立人との協議に応じる考えはないかと言  
われました。私といたしましてもですね、もとより今回の改革が決してベストでは  
ないということを申し上げてきました。申立人の方がですね、三森議長さん、後藤  
副議長さん、甲斐総務委員長さん、そういう人の斡旋の場に付いてくれるというこ  
とであれば、私はその協議に応じて話し合いができる、いろんな諸条件について話  
し合いができるということについてはやぶさかではないという思いから斡旋を受け  
られました。できる限りのですね、条件整備を検討して、議長さんの方にお示しを  
いたしました。できる限りの、これは、ここまではというところいたしたつもりで  
ございます。残念なことながらですね、申立人の方から議会の斡旋に対してはお断  
りのお話がありましたということでございます。しかしながら、今、5番議員さん  
がおっしゃいましたように、改革の後戻りやら、また骨抜きになるような改革は  
避けて通らなければならないと、そのように思っております。職員のいろんな方々  
に対しても、改革の思いは同じであるかなとおもっておりますし、共に住みよい高  
森町のよりよい方向での採決が出ることをですね、今、人事委員会の方には願  
いをすると、また希望を持っているところでございます。

大変、議長さんをはじめ、議員の皆様にはご多忙の中にですね、斡旋にご尽力を  
いただきましたことに対しましても、この場をお借りし、心からお礼を申し上げる  
ところでもございます。

いろいろなお話をいたしましたけれども、今後ともこの経緯につきましてはで  
すね、皆様方にご報告を申し上げてまいりたいと、そのように思っております。こ  
ういうお話しをしながら、今後は皆様ですね、ご意見を拝聴して、そして精いっ  
ぱい解決のために努力は暇ないつもりでございますので、よろしくご指導いただき  
ますようお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） ありがとうございます。今、町長から、町民にもきちっとし  
た形で報告をしたいというお話がございました。まさに私はそれが大事だという

ふうに思っております。このままの状況でいきますと、すべて審理が終わって、人事委員会の採決を待つ以外に道がないような危惧をするところでございます。このことにつきましては、やっぱり町民も大きな関心を持っておられます。特にですね、最近が高森につきましては、悪いことばかりが新聞に載ります。町議会も、それから執行部の努力をしておりますというやっぱりメッセージが町民は必要じゃないかと思われまので、このことにつきましてはですね、現状、経緯、そういうことをやっぱりしっかり町民に知らすべきだと、そういうふうに思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、先ほど申し上げましたようにですね、議員の皆様の改革に対する職員も議員さんも改革への思いは同じであると、私もそのように思っておりますし、また改革の後戻り、また骨抜きになる改革ではないように、議員さんと一緒に努力してまいろうと、そのように思っております。

その中で、先ほどお話ししましたが、この幹旋が不調に終わったということでございますので、人事委員会の採決を待つ以外にない。その結果がどのような結果が出るかは、私も想像できませんけれども、こういう時代、また一つの流れ、町の現状、いろんなものを総合いたしますと、改革というのは人事委員会さんもよく理解ができていらっしゃる方だろうなど、そのように思っておるところでもございます。また議員さんにはもちろんのこと、町民の皆さんにも大変重大な関心があるということでございますので、そのようなことから、この内容につきましてはですね、また内容・結果につきましては、人事異動の内容処遇、また現給補償等もいたしておりますし、給料面につきましても、詳細にわたってですね、町民の方々にご報告を申し上げたいと、そのように思っております。どうのこうのとうわさ話ばかりではいけませんもんですから、今の現状をですね、皆さん方にお知らせするのは必要であろうかなと、そのように思っております。できる限り詳細にわたりましてご報告を、町民の皆様方にご報告を申し上げたいと、そのように思っております。

また、この人事委員会の裁決に対しましては、以前から説明してまいりましたが、処分庁がですね、処分の取消または修正の裁決に対して出訴できませんということでございます。行政が行政に不服を申立はできないと、そういう意味であろうかなと、そのように思っております。行政機関であります人事委員会が被告となるというような、そのような機関訴訟とは法の明文の規定がなければ認められないというのが事情でございます。先の3月の定例議会でもお願いをいたしましたように、

人事委員会の事務経費及び弁護士費用等につきましても、裁決によりまして経費が生じる場合もあろうかと思っております。そのときは、議会の方にもご相談を申し上げながら対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解を、またご協力をお願いを申し上げて、説明といたします。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 是非ともそのようにしていただきたいというふうに思っております。

で、もう1つですね、関連みたいなことでございますけれども、こういった非常に悪いことばかりが続いた中で、これ税務課になりますけれども、税金の過剰徴収等もございましたし、またこの議会の当初ですね、総務課長からもお断りの言葉がございました。それで、やっぱし上になる者は、常にこれはやっぱしそれだけの決意を持ってやっていかなければならないというふうに思っております。何事につきましてもですね、ただ頭を下げてすみませんでした、それで済む問題と済まない問題がやっぱしあるんじゃないかと、私もそのように考えております。そういうことで、これはどういうことが適当かはわかりませんが、上に立つ者が下の職員に対して、けじめというものが、何らかのけじめというものが必要ではないかなと、今の現状の中でですね、そういうことも含めまして、町長なり総務課長のお答えをいただきたいというふうに思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんのご質問の中にも、先の臨時議会におきましても国民健康保険税の課税につきましては、大変誤りがございまして補正予算等を計上して返還手続きを取ったところでございます。本当にこうご迷惑をおかけいたしましたし、町民各位及び議員の皆さんに深くお詫びを申し上げるところでございます。今後、このようなことが生じないように、職員をはじめ私も肝に銘じてですね、そういう指導徹底をしてまいる所存でございます。本当に申し訳なく思っております。今後、そういう事案ができませんように指導徹底をやってまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、議員さんからご指摘がありましたように、私も町長の方も議会冒頭でお断りを申し上げをいたしました。大変遺憾なことだと思っております。私もこの場で謝りました件につきましても、町長の方に処分を申し出まして懲戒審査委員会まで私、補佐も受けております。その中で、町長が冒頭申し上げま

したように、嚴重注意での処分が適當であろうということで懲戒審査委員会の方からの答申で町長から嚴重注意を受けたところでもございます。今、申し出のように、まだまだ処分が私たちも足りないというふうにも思っておりますし、部下職員を、また指導していく上でも、自分の力のなさというか、そういうを最近感じております。今後、十分に研鑽をいたしまして、このようなことがないようにいたしたいと思っておりますので、どうか懲戒審査委員会という件もありますし、それに掛けなければならないということもありますし、その結論を町長の方が判断をいたすということでございますので、私たちがいつでもその事案に対しまして懲戒審査委員会を開くということにつきましては、私どもの総務課の方で事務をもっておりますし、今後そういうのを活用した処分の方法を検討していきたいというふうに思っております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） どうも、町長さんも懇切丁寧に細部にわたりまして議会にご報告をしていただきましたし、また町民にもやるということでございますので、一安心したところでございます。今も私、厳しいことも申し上げましたけれども、やっぱしこれは上に立つ者の定めだというふうに思っております。そういうことをしてこそ、はじめてやっぱし下の職員にもですね、はっきりした物が言えるということじゃないかというふうに思っております。議員も、職員も、常にやっぱし町民の上に立って、町民の目線です、事務を律し、この町がいい方向に進むように努力しなければならないというふうに思っております。人事委員会の裁決を待つことなく、できればですね、双方の協議により早急に解決することが一番だろうというふうに思っております。執行部と議会が一体となって、財政改革をはじめとした改革とまちづくりに今後も取り組んでいくことができることを念願し、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

私から一言、お礼を申し上げたいと思います。6月の議会の一般質問に町民の方々の傍聴をいただき、大変熱心に最後まで聞き入っていただきまして、本当にありがとうございます。先ほどから議会、執行部とのやりとりの中でいろいろな不祥事的な話も出ております。議会側といたしましても、議会冒頭に謝罪をしたところで

ございます。議会、執行部が一丸となりまして、町の発展のために今後さらなる努力をしていきたいと願っているところでございます。どうか皆さん方にも、その点をよろしくお願い申しあげ、またこれからのまちづくりのために一生懸命おかせいただきますよう心から念じ、私のご挨拶といたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時45分

6 月 1 7 日 (火)

(第 3 日)

## 平成20年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成20年6月17日

午前10時02分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 議案第42号 公有財産の処分について
- 日程第2 議案第43号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 意見案第3号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について
- 日程第4 意見案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について
- 日程第5 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第6 特別委員長報告について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- |      |           |     |           |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番  | 立 山 広 滋 君 | 2 番 | 森 田 勝 君   |
| 3 番  | 田 上 更 生 君 | 4 番 | 甲 斐 直 三 君 |
| 5 番  | 甲 斐 廣 國 君 | 6 番 | 後 藤 和 昭 君 |
| 8 番  | 相 馬 俊 行 君 | 9 番 | 三 森 義 高 君 |
| 10 番 | 後 藤 英 範 君 |     |           |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7 番 甲 斐 正 一 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（13名）

- |         |           |             |           |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長     | 藤 本 正 一 君 | 教 育 長       | 渡 邊 哲 郎 君 |
| 総 務 課 長 | 岩 下 健 治 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 佐 伯 秀 和 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 下 昭 久 君 | 産 業 観 光 課 長 | 後 藤 正 三 君 |

建設課長	瀬井 公吉郎 君	会計課長	佐伯 実範 君
総務課長補佐	村上 源喜 君	住民福祉課長補佐	長尾 和博 君
税務課長補佐	後藤 秀希 君	産業観光課長補佐	甲斐 敏文 君
建設課長補佐	後藤 和幸 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤 建生 君	議会事務局係長	古庄 良一 君
--------	---------	---------	---------

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

教育委員会事務局長 色見隆夫君からは欠席の届け出がっておりますので報告します。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 議案第42号 公有財産の処分について

○議長（三森義高君） 日程第1、議案第42号、公有財産の処分についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。議案第42号、公有財産の処分について、提案理由のご説明をいたします。

今回提案いたしました公有財産の処分は、所尾野造林組合との分収林の立木の処分でございます。所在は高森町大字下切字元城214番地、台帳面積は2万132平方メートルで、植栽当時の実測面積は4町1反9畝12歩となっております。樹種は杉でございます。昭和32年の植栽ということでございますので、樹齢は約51年生でございます。公告回覧などにより公募をいたしまして、6月12日に入札をいたしましたところ、3社の入札参加があり、その結果、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字倉岡1492の1、有限会社平川木材、代表取締役平川勝氏が800万1,000円で落札をされ、現在仮契約をいたしております。分収割合は、組合が6割、町が4割となっております。

以上、ご説明をいたしましたが、慎重ご審議をいただきまして、速やかにご決定賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、公有財産の処分については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 議案第43号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第2、議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。議案第43号で提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正とともに、国民健康保険税率の改定をお願いするものでございます。その内容につきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず1ページをお開き願いたいと思います。アンダーラインが改正及び追加されましたところでございますが、第2条で、今年度より新たに後期高齢者医療制度がスタートいたしましたことにより、この制度を運営するための支援金分が新たに課税されることとなるとともに、これまでの医療部分に係る課税限度額が56万円から47万円に引き下げましたものの、同条第3項で、新たに後期高齢者支援金に係る限度額12万円が設定されました。

2ページから3ページの第3条では、医療に係る税率を9.3%から8%とし、第4条では均等割額を2万3,800円から2万3,000円に改正するものでございます。

第5条で、平等割額は2万6,000円から2万3,000円に改正するとともに、新たに第2項で特定世帯の定義を設け、該当する世帯については1万1,500円とするものでございます。

また第6条、第7条でも新たに後期高齢者支援金等に対する負担を定め、税率を

2%に、均等割額を1人当たり5,000円に、平等割額を世帯当たり6,000円としますが、これも特定世帯につきまして3,000円とするものでございます。

4ページ、第8条では、現在お願いいたしております介護納付金課税被保険者に係る所得割額100分の0.9を100分の1.5に改正するとともに、第9条に均等割額8,800円を1万1,000円に改正をお願いするものでございます。

以下、4ページの第12条から7ページの22条までは、新たに2条を追加したことにより、条項の整理を行ったものでございます。

また23条以下では、所得分に応じて7割、5割、2割軽減をするための控除額及び特定世帯が設けられたことにより改正をしたものでございます。

附則につきましては、18年度から19年度にかけての特定条項を削除するとともに、それに伴う条項を整理したものでございます。なお、この改正案を提案するにあたりましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、ご答申をいただいたことを申し添え、説明といたしますが、慎重にご審議いただき、決定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

なかなか、これはもう国、県からの流れてきた改正だろうというふうに思っておりますけれども、今日ぽっと出してもらおうとですね、なかなかわかりにくいところが、私だけでなくしてあるんじゃないかというふうに思うわけですが、なぜ今日出てきたのかですね。やっぱり1日、2日、それか議会の開会のときに出していただく委員会でも審議、じっくり審議ができたんじゃないかというふうに思います。が、その点、課長、説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。

住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） まず第1点につきましては、国の審議が遅れまして、近々に国の方から一部改正の通知がまいったということが第1点でございます。それと、課税標準額となる所得の確定、町の方に申告をいただいておりますが、この確定が今月が確定するというので、町県民税額の確定額でございますが、その確定が終わりませんと私どもの方の税額の計算ができないということもございまして、誠に指摘のとおり、私どもとしてもですね、一部ご審議をいただくために、

この議会の追加提案じゃなくて、新たに臨時議会をお願いしようかということも一部考えました。しかし、この議会が終了しまして、直ちに臨時議会というのもですね、皆さん方にまたご負担を掛けるというふうなこともございまして、誠に申し訳ございませんけれども今日に至ったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（三森義高君） ようございますか。

○5番（甲斐廣國君） はい。

○議長（三森義高君） 他にはございませんか。

6番、後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番、後藤です。

ご存じのように、国民健康保険税、これは要するに組合がありますね、組合、それから口座落とし、いろいろございますが、私たちは税の口座落としになっておりますがですね、内容について詳細、一切わからないままに口座から引かれとるわけです。これはどういう理由でですね、今度は納税組合、これは今までは手数料をやりながらやってきとったわけでございますが、集金にあたりですね。しかしながら、口座落としの人は何のメリットもないまま、いくら来るかもわからん状態で口座から引かれとると。何で通知をやらないか、その理由をですね、述べていただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 納税組合につきましてはですね、1つは個人情報保護法の関係があるということで、従前から。それと、納税完納奨励金については違法だという判例が出ているということもございまして、納税組合の方は他の税と合わせてですね、残念ながら個人納付に切替をさせていただいていると。本年度までは2%の手数料を見込んでおりますが、次年度からはそういう方針で臨んでおります。

それと、今、お話しがございましたように、私どもの方では各個人にですね、確定いたします、この条例をご承認いただきました後で、これに基づいた税額の算定を行いますので、各個人に対しましてですね、本年度の税額の確定通知を差上げます。現在、今、お話がありましたように落ちているのはですね、昨年度の税額で課税を、暫定税率で課税をしておりますので、その通知は差し上げておりません。確定次第、皆さん方にお知らせをするということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（三森義高君） 6番、後藤和昭君。
- 6番（後藤和昭君） 前年度の割合で来よったのはわかります。しかしながら、全部通知が来とったわけですね、5月、6月の支払いが。それが来ないままでですね、計画が立たんわけです。まだ一般口座落としの人、みんなやっぱりうちでんが全部口座落としになっておりますが、計画が立たないままに口座から引かれとると。月当たりですね、やっぱり5月とか6月、いろいろ金がいっぱい税金が来とるわけです。国保ばかりじゃなくて。その中で、国保の割合が非常にですね、高い人は6万5,000円とかいろいろあるわけですが、それがわからないままにですね、口座が0になるような引かれ方しとると。あれは事前に通知するとが本当だと思いますが、どういう理由で通知をしないままに口座落としになったのか。
- 議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。
- 住民福祉課長（佐伯秀和君） ただいま申し上げましたように、暫定でですね、課税しとる関係で、本算定のときに1年間分の年額の通知を確定次第差し上げるということで、暫定税率につきましても、やっぱり皆さん方の口座からそれぞれ落とすということになればですね、お話しのように、これもやっぱり考慮しなければご理解をいただけないのかということには考えておりますので、その点、検討をさせていただきますと思います。
- 議長（三森義高君） 6番、後藤和昭君。
- 6番（後藤和昭君） 個人情報、これは口座落としだけん、他人にわかるわけはないわけです。このですね、通知をしないままに、例え暫定であっても、これはやるのが本当だと思うんです。これは納税者の義務と、お宅たちは徴収の方ですが、徴収する方はですね、通知をするのが当然だと思います。その暫定にしろ何にしろ、2ヵ月分の通知が来ないまま口座から引くというのは、これはもう本当じゃないと思います。改善の余地はありませんか。
- 議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。
- 住民福祉課長（佐伯秀和君） 当然その全然余地がないということじゃなくて、検討させていただいて、当然その必要性があるということであればですね、通知をさせていただいて、暫定であろうと口座から落とさせていただくというような手続きに入るように検討したいというふうに思います。
- 議長（三森義高君） 6番、後藤和昭君。
- 6番（後藤和昭君） 今、納税組合等の還付金、これは違法だということになると。

口座落とししか、当然もう現金で納めるか、そういう形になると思いますが、これはですね、大変なことになると思います。あの事前にですね、皆さんに教えると。暫定なら、3月でも出されるわけでしょう、4月でも、5月、6月分。それをですね、暫定分を全然通知しないままですね、勝手に引くということは、これの方が違法だと思います。これは通知するのが義務だと思います。よろしく願いしておきます。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） はい。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 意見案第3号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について

○議長（三森義高君） 日程第3、意見案第3号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書についてを議題といたします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） おはようございます。5番 甲斐です。

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について、提出者を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

広島・長崎の被爆者は、放射能による特殊の被害として原爆者健康手帳の交付を受けています。しかし、その傷病が原爆症と認定されるのは僅少であり、そのために各地で集団訴訟を起し、昨年7月の熊本地裁判決まで被爆者側が6連勝しています。昨年8月に安倍首相が制度見直しの発言をされ、本年4月から新しい基準での審査が始まり、がん、白血病、甲状腺機能亢進症、心筋梗塞などの認定で、一定の改善が図られています。しかし、被爆距離3.5キロや100時間内の2キロ

以内入市などの制限があり、また従来は認定された甲状腺機能低下症や肝臓機能障害が認定傷病から外されるなど、集団訴訟を起こしている原告の納得は得られず、訴訟は継続しています。被爆から63年を経過し、被爆者も高齢となり、裁判中に亡くられる方が続き、その救済は人道的、社会的見地からも一刻の猶予も許されない状況となっています。このようなことから、国会及び政府に対し、原爆症認定制度を司法の判断を踏まえて、被爆者の実態に即した認定制度にさらなる改善を図り、被爆者救済が適切に行われるよう強く求め、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第3号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第4 意見案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について

○議長（三森義高君） 日程第4、意見案第4号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書についてを議題といたします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、

2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。2番 森田です。

提出者を代表いたしまして、国による公的森林整備の推進と国有林野事業健全化を求める意見書について、趣旨説明を行います。近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源

としての森林に対し強い期待が寄せられています。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化、高齢化が進む中で、森林、林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は行政改革推進法に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、緑資源機構は19年度末で解散し、水源林造成事業等は森林総合研究所に継承される措置が講ぜられたところです。今後の林政の展開にあたっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう節に要望し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第4号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第5、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

**議案第 3 2 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について**

○議長（三森義高君） 議案第 3 2 号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第 3 2 号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6 月 1 1 日午前 1 0 時から第 3・4 委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び関係係長に出席を求めまして、詳細に説明を受けたところでございます。慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 2 号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 3 3 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について**

○議長（三森義高君） 議案第 3 3 号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第 3 3 号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6 月 1 1 日午前 1 0 時から第 3・4 委員会室において、総務課より

岩下課長、村上課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。慎重に審議しました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第34号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 議案第34号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第34号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月11日午前10時から第3・4委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐及び関係係長に出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第35号 高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第35号、高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） おはようございます。3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第35号、高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定については、6月13日午前11時から第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、高森町水道ビジョン策定審議会設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第36号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第36号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第36号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、6月11日午前10時から、3・4委員会室において総務課より岩下課長及び村上課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第37号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第37号、高森町介護保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第37号、高森町介護保険条例の一部改正については、6月12日午前10時30分から第3・4委員会室において住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、高森町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第38号 阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第38号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第38号、阿蘇高森オーガニック・ア

グリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正については、6月13日午前10時から第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、阿蘇高森オーガニック・アグリセンター管理運営委員会設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第39号 高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止について

- 議長（三森義高君） 議案第39号、高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第39号、高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止については、6月13日午前10時から第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町広域農業開発事業受益者負担金徴収条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第40号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第40号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、6月11日午前10時から、3・4委員会室において総務課より岩下課長、村上課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第40号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、6月12日午前10時00分から第3・4委員会室において教育委員会より渡邊教育長、色見事務局長及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をい

たしました。

また、同じく午前10時30分から、委員会室において、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第41号 平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第41号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、6月12日午前10時30分から第3・4委員会室において住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐及び各関係係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、平成20年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第6、特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会につきましては、6月16日に開催をいたし、6月議会の広報発行について、内容やスケジュール等について協議を行いました。今回は、議会議員の辞職勧告決議をはじめ、一般質問等を中心としてお知らせする予定であります。7月中に編集を終えまして、8月の12日ごろに発行を目標として取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位、または執行部のご理解とご協力をお願いをいたし、報告いたします。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 議員派遣の件について

○議長（三森義高君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに

したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました

-----○-----

#### 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第 8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

大変お疲れでございました。6 月議会も本日をもって終わるわけでございますけれども、昨日も一言申し上げましたけれども、議会または執行部、職員一丸となりまして、これからのまちづくりのために一生懸命努力をする旨の決議を今後していきたいというふうに考えております。皆さん方のさらなるご指導、ご協力をお願いいたしまして、これからの議会のあり方、町のあり方を今一度問い直し、目的に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

会議を閉じます。平成 20 年第 2 回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前 10 時 45 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成20年第2回定例会

平成20年6月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111